

特別支援学級運営充実検討委員会

報告書

令和4年3月

特別支援学級運営充実検討委員会

目次

はじめに	1
I 基本的な考え方	2
1 国の動向	2
2 本県における取組	3
3 本県における特別支援学級の課題とこれからの運営充実に向けた基本方針	3
II 委員提言による今後の方向性	4
1 特別支援学級に関わる教員の専門性の向上	4
(1) 特別支援学級に関わる全ての教員に求められる専門性について	4
(2) 学校コンサルテーションの一層の充実について	5
(3) 社会参加と自立に向けた支援について	5
2 校内支援体制の充実・連携強化	6
(1) 校内支援体制について	6
(2) 特別支援学級を含む効果的な学校運営について	7
3 関係機関等との連携の充実	8
(1) 関係機関等とのネットワークについて	8
(2) 特別支援学校のセンター的機能の活用について	8
おわりに	9
資料 1～3	11
用語解説	15
特別支援学級運営充実検討委員会設置要綱	18
委員名簿	19

はじめに

国は、通常の学級に在籍する、発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒の教育を平成19年度から法的に位置づけましたが、本県においては、平成17年度から幼稚園から高校までの全ての学校・園において、特別支援教育に関する「校内委員会の設置」や「特別支援教育コーディネーターの指名」が行われています。

また、令和元年8月に策定された「徳島教育大綱」においては、発達障がいを含めた全ての子どもたちが主体的に適切な行動を学ぶ「ポジティブな行動支援」を全県的な施策として位置づけ、平成29年度にモデル校（小学校）を指定するとともに、「徳島県教育振興計画第3期」（平成30年度～令和4年度）においても、令和4年度までに全ての幼稚園、小・中学校が実施するという目標を掲げ、各学校の特別支援教育コーディネーターを中心とした取組が進められています。

さらに、特別支援教育巡回相談員による相談活動や要請訪問による専門家の派遣、県ホームページ「特別支援まなびの広場」における「特別支援 e-ラーニング研修」や「学習教材コンテンツ」の充実など、学校を支援する体制についても整備が進んできたところです。

近年、特別支援教育の理解浸透に伴い、特別支援学級で学ぶ児童生徒が増加している中、特別支援教育の経験を有する教員が増加しています。一方、初めて特別支援学級を担任する教員も多くなっている状況の中、令和3年12月、特別支援学級担任による児童への体罰事案が発生しました。改めて「障がい特性の理解」や「授業における専門性の向上」、「校内支援体制の強化」などの課題に対する方策を検討する必要があることから、令和4年2月1日「特別支援学級運営充実検討委員会」が設置されました。

本委員会では、徳島県における特別支援学級の現状と課題を整理し、児童生徒一人ひとりの実態や障がい特性に応じた支援の在り方、サポート体制充実のための方向性を策定するため、①特別支援学級に関わる教員の専門性の向上、②校内支援体制の充実・連携強化、③関係機関等との連携の充実の3点について、学識経験者等の参画を得て審議を重ねて参りました。

この度、これまでの審議を集約する形として報告書をまとめるに至りましたので提出いたします。県教育委員会においては、本報告をもとに議論を進め、本県特別支援学級における教育の更なる充実に向けた具体的な取組を実行されることを期待いたします。

令和4年3月28日
特別支援学級運営充実検討委員会

I 基本的な考え方

1 国の動向

平成 19 年 4 月、国においては、それまでの障がいの種類に応じて教育を行う「特殊教育」から、一人ひとりの教育的ニーズに応じた「特別支援教育」へと大きく制度が転換されました。

その後、平成 24 年 7 月の中央教育審議会報告に基づいて「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築」が推進されるとともに、平成 26 年 1 月の「障害者権利条約」の批准、平成 28 年 4 月の「障害者差別解消法」施行など、障がいの有無に関わらず全ての人が活躍できる「共生社会」を目指す方向性が明確になりました。

一方、全国の特別支援学級においては、知的障がいの児童生徒を中心に在籍者の増加が続いており、文部科学省の発表によれば、平成 21 年度の 13.5 万人から令和元年度は、27.8 万人と 2.1 倍になっていることが明らかになっています。こうした状況のもと、特別支援教育の現状と課題を整理し、一人ひとりのニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方等について検討を行うため、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」を令和元年 9 月 6 日に設置しました。

令和 3 年 1 月の当該有識者会議報告においては、①障がいのある子供の学びの場の整備・連携強化、②特別支援教育を担う教師の専門性の向上、③ ICT 利活用等による特別支援教育の質の向上、④関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実の 4 点が盛り込まれました。この報告を受け、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」は、議論を重ね、令和 4 年 2 月、特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に関して、今後教育委員会や学校等が取り組むべき内容の方向性を示しました。

また、令和 4 年 2 月には、県教育委員会と文部科学省特別支援教育課との意見交換会が実施され、特別支援学級での学びを充実させるため、①特別支援学級児童・生徒の授業時数において、特別支援学級で学ぶ時数を十分に確保すること、②自立活動については、授業時間を特設し、時間割に位置づけること、③交流及び共同学習の際、特別支援学級児童・生徒一人ひとりの学びが成立するように、特別支援教育支援員の適切な配置など、必要な指導体制を整えること等についての確認がなされたところです。

2 本県における取組

本県では、平成 17 年度から全ての学校に特別支援教育コーディネーターを指名するとともに校内委員会を設置し、全校で支援する体制を整備するとともに、特別支援教育巡回相談員による相談や要請訪問による専門家の派遣など、学校支援体制が整備されています。

また、特別支援学級担任者を対象とした職務研修会では、障がい種や経験年数に合わせて、「児童生徒の障がい特性の理解」や「障がい特性に応じた指導方法」に関する基礎的な研修が実施されてきたところです。

平成 28 年 4 月には「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」が施行されるとともに、令和元年 8 月の「徳島教育大綱」において「一人ひとりが輝く！多様性を育む教育の推進」が謳われ、障がいの有無等に関わらず全ての人が活躍する「ダイバーシティとくしま」の実現に向けた教育を推進する流れが明確になりました。

さらに、平成 30 年 3 月に策定した「徳島県教育振興計画第 3 期」においては、「ポジティブな行動支援」の考え方の浸透が図られ、各学校・園全体でその取組が推進されるとともに、一人ひとりの学習のつまずきに応じた自律型学習教材や、ICT を活用した教員用 e-ラーニングの活用など、特別支援教育に関する専門性を向上するための取組が積極的に進められました。

3 本県における特別支援学級の課題とこれからの運営充実に向けた基本方針

本県においては、特別支援教育への理解浸透に伴い、特別支援学級で学ぶ児童生徒は増加しており、特殊教育から特別支援教育に制度転換された平成 19 年度は 1,052 名、令和 3 年度は 2,874 名と約 2.7 倍となっております。

このことに伴い、特別支援教育の経験を有する教員が増加する一方、初めて特別支援学級を担任する教員も多くなっており、「特別支援学級担任の授業における専門性の向上」や「校内支援体制の強化」、「特別支援学級を含む効果的な学校運営の充実」などが求められています。

こうした状況を受け、令和 4 年 2 月、学識経験者、学校関係者、障がい福祉団体、保護者等 10 名で構成する「特別支援学級運営充実検討委員会」が設置されました。

当委員会は、本県におけるこれまでの取組と特別支援学級の現状を踏まえ、次の 3 点の取組を加速させ、特別支援学級に在籍する児童生徒一人ひとりの実態や障がい特性に応じた支援を充実することを基本方針とします

- (1) 特別支援学級に関わる教員の専門性向上
- (2) 校内支援体制の充実・連携強化
- (3) 関係機関等との連携の充実

Ⅱ 委員提言による今後の方向性

1 特別支援学級に関わる教員の専門性の向上

(1) 特別支援学級に関わる全ての教員に求められる専門性について

<検討委員からの意見>

- 特別支援学級の児童生徒は、一人ひとりにオーダーメイドの支援方法が必要であることから、学習内容の検討や教材の工夫などを考えて実践するためには、在籍する児童生徒一人ひとりの障がい特性に合わせた効果的な指導法を理解しておく必要がある。
- 児童生徒の指導を効果的に進めるためには、保護者との連携が欠かせない。保護者との連携を密にとり、保護者の願いを反映した指導目標を設定することが重要である。
- 「特別支援学級は、何のためにあるのか」、「教員は、誰のために働いているのか」という原点に立ち返って再考することが必要である。
- 発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童生徒が通常の学級にも在籍していることから、特別支援学級担任者や通級による指導担当者だけでなく、全ての教員が障がいの特性等に関する理解や支援方法などの基本的な知識を有しておく必要がある。
- 問いかけをすると答えてくれる「人工知能（AI）」を活用するなど、教員が情報収集しながら自己研修を進めることができる仕組みについても、今後検討する必要がある。

<今後の方向性>

- ・ 研修については、障がいに関する専門的な知識や指導経験を有する特別支援学校や大学等と連携するとともに、「当事者」や「保護者」の思いを聞く機会を設けるなど、内容の充実を図ること。
- ・ 特別支援学級を担当する教員が、学級運営や指導・支援を行う際に参考となる手引き等を作成すること。
- ・ 全ての教員が障がい特性や支援に関する基礎的な知識を保有しておく必要があることから、例えば「心のバリアフリー☆アンバサダー養成研修」など各関係機関が実施する研修等も活用し、経験年数や役職等に関係なく、幅広く特別支援教育を学ぶことのできる環境を整備すること。
- ・ 「いつでも」「どこからでも」特別支援教育に関する情報を収集し、自己研修ができる ICT を活用した研修システムの充実を図ること。

(2) 学校コンサルテーションの一層の充実について

<検討委員からの意見>

- 特別支援学校において取り組んでいる「学校コンサルテーション」は、教員の指導力や実践力の向上を図る上で有効であると考ええる。
- モデル校を設置し、「学校コンサルテーション」の実践を積み重ねながら、その成果を県下へと広げていく方法もある。
- 特別支援教育の充実において、教員の養成機関である大学が果たす役割は大きい。将来教員になる大学生、リーダーになる現職教員の特別支援に関わる専門性を育成できる仕組みづくりが必要であると考えられる。

<今後の方向性>

- ・ 特別支援学校で取り組んでいる「学校コンサルテーション」を導入するモデル校を設置し、大学等の教育機関との連携のもと、特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーターの指導力・実践力の育成につながる取組を推進すること。
- ・ モデル校における取組の成果を検証し、取組のノウハウを県内の各学校へ横展開すること。

(3) 社会参加と自立に向けた支援について

<検討委員からの意見>

- 特別支援学級は、教科の学習が中心のカリキュラムとなりがちであるが、社会参加と自立に向けて将来の進路や一人ひとりの障がい特性に応じた内容を取り入れることが重要である。

<今後の方向性>

- ・ 特別支援学級においては、各教科の学習に偏らず、これまで特別支援学校が取り組んできた「社会参加と自立に関する教育活動」やコミュニケーション、人間関係の形成などの「自立活動」の取組を積極的に活用するなど、将来を見据えた指導や支援を行うこと。

2 校内支援体制の充実・連携強化

(1) 校内支援体制について

<検討委員からの意見>

- 特別支援学級を担当する教員においては、知識や経験の不足から悩みや不安を抱える者も多いため、「相談できる人や場所があること」や、「悩みを聞いてくれたり、共感してくれたりする心理的なサポートが日常的にあること」が大切であり、校内における特別支援教育を推進する中心的存在である特別支援教育コーディネーターの果たす役割は大きいと考える。
- 「校内委員会」は、特別な支援を必要とする児童生徒の実態把握及び具体的な指導・支援について検討を行う重要な場であることから、時間や場の設定、提供する情報の精選等の工夫等、効果的・効率的な企画・運営に努める必要がある。
- 管理職は、担任や特別支援教育コーディネーター等の担当教員が児童生徒の指導において孤立することがないように、複数で連携して取り組める支援体制を整え、全教員が共通理解のもと、協力して学校全体で支援する体制を整備することが重要である。
- 校内支援体制を構築していく上で、管理職自身が、特別支援教育についての知識と理解を有しておくことは重要である。

<今後の方向性>

- ・ 特別支援教育コーディネーターとしての実践力を育成する研修の充実を図ること。
- ・ 管理職は、校内において特別支援教育コーディネーターが果たす役割を明確化するとともに、業務を精選したり、複数名配置したりするなど、活動しやすい体制を整えること。
- ・ 特別支援教育の経験年数が異なる教員が校内でチームを組み、徳島型メンター制度を活用した支援体制を整えることにより、長期的な視点に立った人材育成を行うこと。
- ・ 小・中学校から特別支援学校への人事交流を今後も継続的に実施し、小・中学校教員の特別支援教育に関する専門性を高めるよう努めること。
- ・ 教育委員会や各学校は、「校内支援体制の構築」や「情報共有」に関する取組の好事例を積極的に情報発信し、他の学校がこうした取組を参考にしながら実態に応じた支援を推進していくことができる環境を整えること。
- ・ 管理職の特別支援教育に関する理解を深める取組を推進すること。

(2) 特別支援学級を含む効果的な学校運営について

<検討委員からの意見>

- 特別な支援を必要とする児童生徒にとって「ポジティブな行動支援」のような分かりやすい支援は有効であると考えます。特別支援学級でも交流学級でも能動的に学ぶことができる環境が醸成されることが大切であることから、管理職のリーダーシップのもと学校全体での取組が推進されるべきです。

- 福祉の分野でも「ストレngths支援」という、本人の強みを生かして、本人の力を伸ばす支援方法に変わってきている。他の児童生徒から認められることは、満足感や自己肯定感の高まりにつながっていくと考えます。

<今後の方向性>

- ・ 管理職は、特別支援学級担任が特別支援教育コーディネーターや通常の学級担任等と連携し、障がいの特性や個々の学習の状況を見極め、特別支援学級の児童生徒が、交流学級においても学級の一員として共に学ぶことができる体制作りに努めること。

- ・ 子どもたちが「ポジティブな目標」について主体的に話し合い、決定したことを学校全体で取り組むことにより、児童生徒が誰かの役に立つ経験や喜びを知る教育を推進すること。

- ・ 管理職は、全教員が障がいに関する理解を深められる研修等を設定したり、チームで支援する体制を整えたりするなど、特別支援教育を柱の1つにした学校運営に努めること。

3 関係機関等との連携の充実

(1) 関係機関等とのネットワークについて

<検討委員からの意見>

- 関係機関等に初めて連絡する時には、垣根が高いと感じる。関係機関との連携が円滑に進むよう地域における相談機関等を学校全体で把握する必要がある。
- 将来を見据えた支援が必要であるため、教育関係者だけでなく、保護者や親の会などが蓄積しているノウハウや情報を活用すべきである。
- 学校や保護者が抱える悩みや課題を、すぐに相談できる体制づくりが求められる。

<今後の方向性>

- ・ 「どのような機関があって」、「どのような内容を」、「どのような手続きで」など、関係機関とつながるための相談ノウハウを、全ての教員に周知すること。
- ・ オンラインを活用するなど、必要な時にすぐ相談できる体制を整備すること。
- ・ 大学等との連携のもと、例えば特別支援学級を担当する教員が抱える疑問や悩みを解決できる「FAQ」のような質疑応答集を作成するなど、誰もが活用できる支援ツールをインターネット上に公開すること。

(2) 特別支援学校のセンター的機能の活用について

<検討委員からの意見>

- 様々な事例の解決策を蓄積している特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援学校も含めた県下の特別支援学級がオンラインでつながり、定期的に事例検討を行う取組が有効であると考ええる。
- 特別支援教育巡回相談員による相談支援は、児童生徒に対する指導や支援、環境設定等を考える際の専門的な助言を得られるものの、日程調整等による即時対応の難しさもあることから、特別支援学校が蓄積している様々な課題解決策等を日頃から情報収集できるような仕組みが必要である。

<今後の方向性>

- ・ オンラインを活用することによって、特別支援学校や特別支援学級等の特別支援教育に携わる教員が、効果的な指導方法や課題解決策等の情報共有を行ったり、悩みや課題について相談したりできる機会を設け、学校間連携の強化を図る取組を推進すること。

おわりに

本検討委員会は、令和4年2月から3月までに3回の会議を開催し、本県における「特別支援学級の運営充実」についての方向性を示すための検討を重ね、この度、報告書を取りまとめました。

多様な学びの場の充実が謳われ、障がいのある児童生徒が地域の学校で学ぶ上で、特別支援学級の果たす役割は大きく、その充実が求められています。

現在、国において、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」が開催されている中、本県においても、特別支援学級に関わる全ての教員の専門性向上について、検討して参りました。

さらに、特別支援学級を支える校内支援体制や、学校と関係機関等とのネットワークについても重要な柱に据え、充実を図る検討を重ねました。

本報告書に基づき、特別支援学級児童生徒一人ひとりの障がい特性に応じた支援体制の充実が図られることにより、障がいのある児童生徒が、地域の特別支援学級で可能性を最大限に伸ばし、社会の一員として活躍できることを願います。

資料

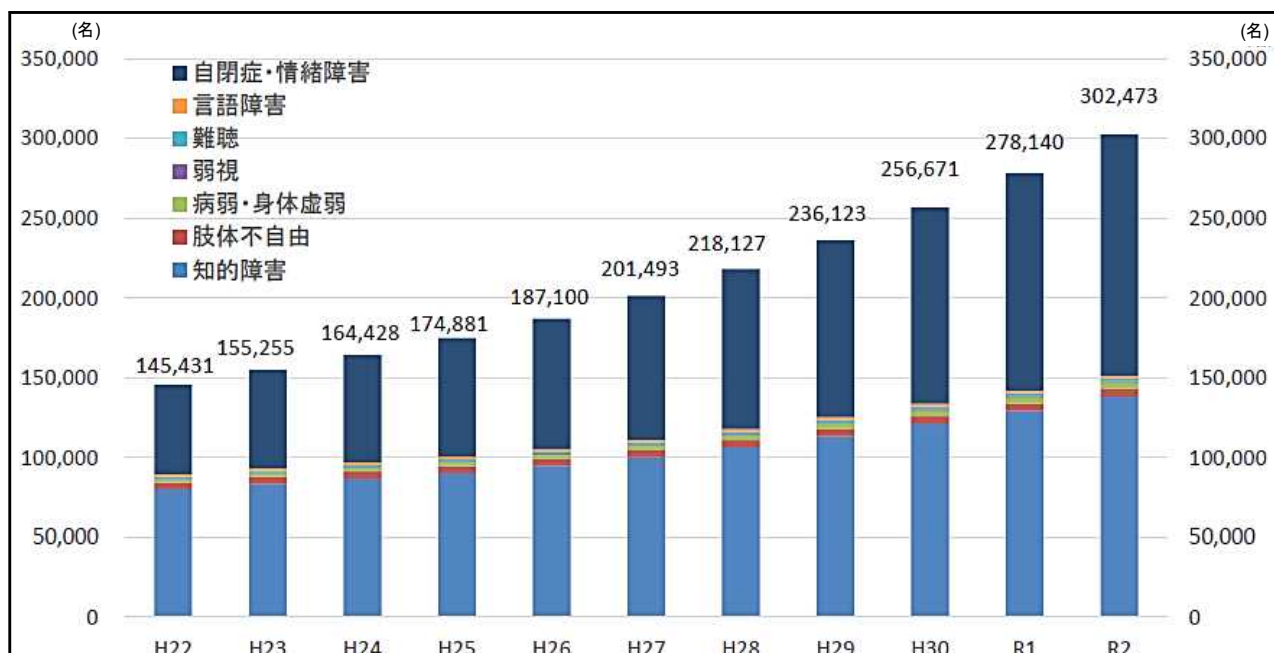
資料1 特別支援学級在籍児童生徒数の推移

資料2 「徳島教育大綱（令和元年8月）」 抜粋

資料3 「徳島県教育振興計画（第3期）」 抜粋

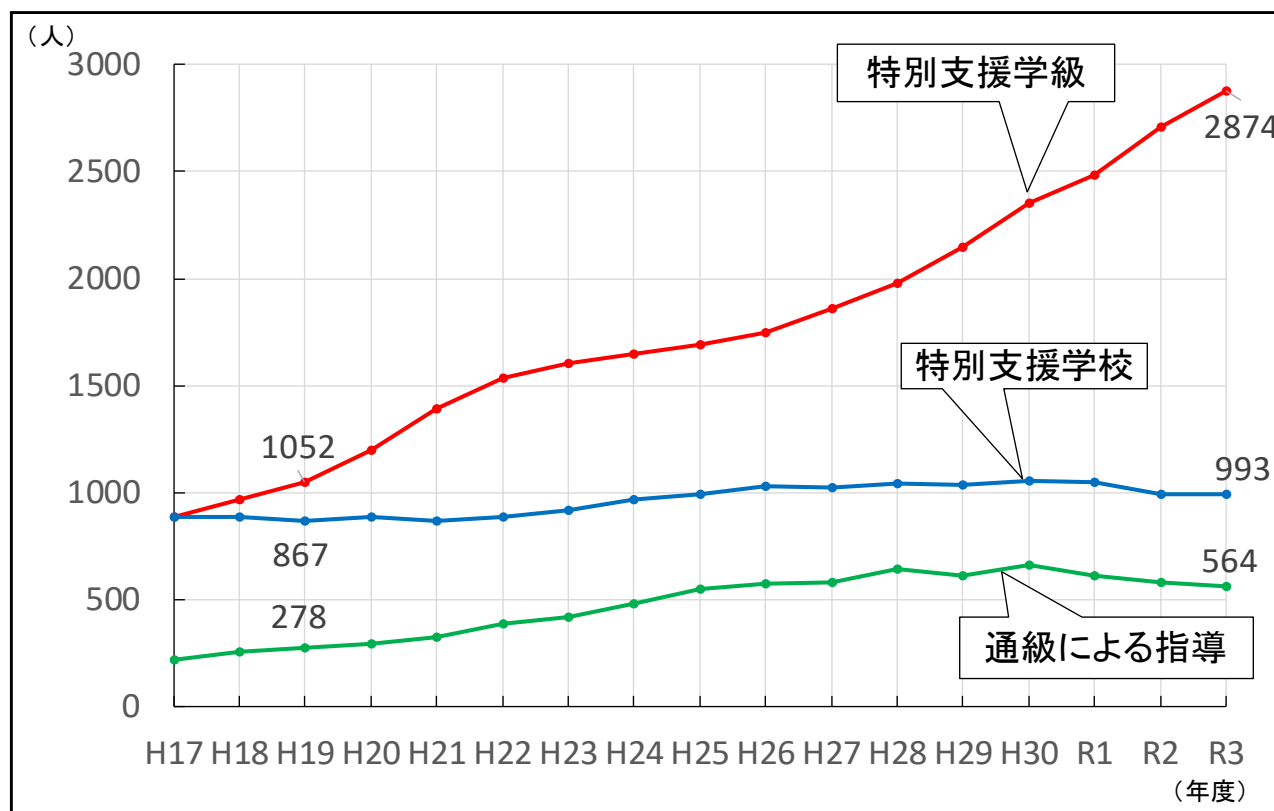
資料1 特別支援学級在籍児童生徒数の推移

(1) 全国の特別支援学級在籍者数の推移（各年度5月1日現在）



令和2年度発達障害支援地域連携に係る全国合同会議資料より一部抜粋
「特別支援教育行政の現状および令和3年度事業について」(文部科学省、令和3年2月)

(2) 徳島県における特別な教育課程で学ぶ児童生徒数の推移（各年度5月1日現在）



重点項目Ⅲ

一人ひとりが輝く！多様性を育む教育の推進

年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、すべての人が安心して暮らし、自立しながら支え合い、個性や能力を発揮して活躍し続けられる「ダイバーシティとくしま」の実現に向けて、多様性を育む教育を推進します。

①個性が輝き、一人ひとりが活躍できる「特別支援教育」の推進

○個々の特性に応じた切れ目ない支援体制の充実

発達障がいを含めたすべての子どもたちが主体的に適切な行動を学ぶ「ポジティブな行動支援」を軸として、学齢期を通じた切れ目ない「キャリア教育」を展開します。

早期から一人ひとりの適性を見だし、伸ばすことで、将来の社会的・職業的自立をめざした教育を推進します。



職業スキル向上と地域交流の場
「支援学校みまカフェ」

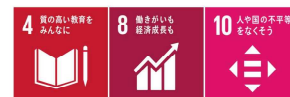


○みんなが主役！一人ひとりの才能や感性を生かす教育の推進



風船バレーで地域交流

障がいの種別や程度に関わらず、学齢期を通じて、文化・芸術・スポーツに親しみ、楽しむ機会を増やし、生涯にわたって、一人ひとりが個性や能力を発揮しながら、生活を豊かにすることのできる教育を推進します。



○共生社会の実現に向けた教員の専門性の強化

すべての学校（園）において、特別な支援を要する幼児児童生徒が適切な支援・指導を受けられるよう、通常の学級をはじめ、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等の「多様な学びの場」を担う教員の専門性を強化します。



資料3 「徳島県教育振興計画（第3期）」 抜粋

第4章 今後5年間に取り組む施策

施策の方向性 障がいによる困難を克服し、個性輝く自立を支援

福祉・教育・医療・就労の機能が結集した発達障がい者総合支援ゾーンを中心とした徳島モデルの推進、障がい福祉サービスと特別支援教育が補完し合った就学前及び在学中の切れ目ない支援、障がい特性を十分に反映した就職、福祉的就労や進学による自立の促進など、障がいのある人に対する本県ならではの重層的な支援を展開し、それぞれの個性が輝き活躍する機会を創出します。

今後の取組 【関連する「第2期計画」の成果と課題 第3章2(4)、5(3)(8)】

【特別支援学校における取組】

- 特別支援学校の児童生徒が学校近隣を中心とした地域の活動に参加するなど、障がいの種別や程度に関わらず一人ひとりが主役となり、将来にわたって地域で活躍できる力を身に付けるため、特別支援学校ならではの強みを生かした教育を推進します。
- 特別支援学校の幼稚部から高等部にわたって幼児児童生徒の将来を見据えたキャリア教育を推進するとともに、福祉的就労が想定される生徒の作業学習等をはじめ、特別支援学校高等部生徒の働きたい想いに応える就労支援をさらに充実します。
- 障がいの種別や程度に関わらず、特別支援学校すべての児童生徒の音楽、美術などの文化・芸術活動及び体育・スポーツ活動の充実を図り、一人ひとりの個性を伸ばすとともに、余暇活動等により生活の質を向上する取組を進めます。

【幼・小・中・高等学校における特別支援教育】

- 幼・小・中学校において、子どもの望ましい行動をほめて育てるとともに、問題行動を未然に防ぐ「ポジティブな行動支援」の考え方の浸透を図り、各園・学校全体でその取組を推進します。
- 小・中学校の通常の学級に在籍する発達障がいを含めた、学びにくさのある児童生徒の学習を支援するため、一人ひとりの学習上のつまづきに応じた自律型学習教材を作成し、活用を推進します。
- 高等学校に在籍する、発達障がい等のある生徒の支援の充実を図るため、将来の社会的自立に向けた学習内容（自立活動等）を取り入れた教育を推進します。

【インクルーシブな教育体制の強化】

- 市町村の地域特別支援連携協議会等において、幼・小・中・高等学校における特別支援教育体制の整備状況をチェックリスト等を用いて評価し、各園・学校の目標を明確化するとともに、専門家との連携を充実し、各園・学校、地域におけるインクルーシブな教育体制を強化します。
- 既存の教員研修に加えて、ICTを活用した教員用eラーニング教材等を活用し、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。
- 特別支援学校のセンター的機能の充実を図るため、学識経験者等と連携し、特別支援学校教員の専門性向上に取り組めます。

用語解説

【インクルーシブ教育システム】

平成 24 年 7 月の中教審報告において、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」と示されている。

【学校コンサルテーション】

学校が抱える指導上の諸課題を解決するための方策等について、豊富な知識や経験を有する専門家が、教員へ助言を行うとともに、その実行を援助する取組である。

【共生社会】

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。

【校内委員会】

全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別な支援を必要とする児童生徒の実態把握や支援内容の検討等を行うための特別支援教育に関する委員会。

【交流学級】

交流及び共同学習で、特別支援学級（特別支援学校）と共に学習をする通常の学級のこと。交流及び共同学習では、障がいのある子と障がいのない子が共に活動する。小・中学校等や特別支援学校の学習指導要領等においては、交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすることとされている。

【自律型学習教材】

児童生徒がつまづきやすい学習内容を課題分析し、プリント教材をスモールステップで構成した学習教材であり、苦手な学習内容でも取り組みやすく、達成感を得られるようになっている。県立総合教育センターホームページ「特別支援まなびの広場」からプリント教材をダウンロードできる。

【自立活動】

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の教育課程において、特別に設けられた指導領域であり、個々の児童又は生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うことを目標としている。

【人工知能（AI）】

人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。経験から学び、新たな入力に順応することで、人間が行うように柔軟に課題や仕事を実行する。

AIとは、Artificial Intelligence（アーティフィシャル・インテリジェンス）の略称。

Artificialは「人工的な」、Intelligenceは「知能／知性」という意味。

【ダイバーシティ】

多様性を表す。「ダイバーシティ社会」とは、性別、年齢、国籍等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会を指す概念のこと。

【徳島型メンター制度】

「豊富な知識と職能経験を有した先輩（メンター）と後輩（メンティ）でチームを組織して活動する」、「メンティのニーズを生かし、自主的・自発的な活動を行う」、「管理職やベテラン教員等はメンターチームの活動をサポートする」といった取組により、若手教員の教育実践における悩みや課題を解決するとともに、ベテラン教員のもつ教育技術等の伝承を行い、全教職員で若手教員を育てるシステムである。

【徳島教育大綱】

本県の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策について、その根本となる方針を定めるもの。平成27年度から平成30年度までの4年間を推進期間とする「徳島教育大綱」を平成27年12月に策定。その後、取組をさらに高い次元へと進化させるため、令和元年度から令和4年度までの4年間を推進期間とする新たな「徳島教育大綱」を策定。

【徳島県教育振興計画第3期】

平成27年12月に策定された「徳島教育大綱」で明確にされた本県教育の基本方針に基づき、その行動計画として位置付けられたもの。平成30年度から令和4年度までの5年間を第3期と定めており、第2期計画の成果と課題を踏まえ、今後講ずるべき施策を定めたもの。

【特別支援学級】

小学校、中学校等において障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される少人数（上限8人）の学級。対象障がい種は、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障がい者、自閉症者・情緒障がい者の7種類。

【特別支援学校】

障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。対象障がい種は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の5種類。徳島県立特別支援学校は11校（9本校、2分校）を設置。

【特別支援学校のセンター的機能】

学校教育法第 74 条には、特別支援学校が幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて、特別な支援の必要な幼児児童生徒の教育に関する助言や援助を行うよう努めることが規定されている。具体的には、幼児児童生徒や保護者、教員の相談支援、関係機関等との連絡調整、研修・啓発などの活動を行う。

【特別支援教育コーディネーター】

学校内の関係者や福祉・医療等の外部の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の相談窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う教員であり、校長が指名するものである。

【特別支援教育巡回相談員】

障がいに関する専門的な知識や経験を有する教員で、地域の各学校等を巡回し、児童生徒等が必要とする支援の内容と方法を明らかにするために、担任、特別支援教育コーディネーター、保護者など児童生徒等の支援を実施する者の相談を受け、助言する。また、支援の実施と評価についても学校等に協力する。

【ノウハウ】

英語の「know-how」に由来する言葉で、一般的には「特定の物事に対する専門的な技術・能力・知見・経験」という意味を持つ。

【ポジティブな行動支援】

障がいの有無に関わらず、望ましい行動を効果的に教え、その行動ができた際に承認・賞賛をすることにより、全ての幼児児童生徒が主体的に適切な行動を学ぶ教育方法のこと。

【FAQ】

利用者が知りたい情報を Q&A 形式で提供する形態のこと。英語では「Frequently Asked Questions」と記載し、FAQ とはその略語。FAQ と Q&A (Question & Answer) との違いは、利用者が知りたい情報をただ羅列するだけではなく、知りたい情報を探しやすく体系的に整理しているところ。

特別支援学級運営充実検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 徳島県における特別支援学級の現状と課題を整理し、一人ひとりの障がい特性や実態に応じた支援の在り方や、サポート体制の充実のための方策等を策定するため、特別支援学級運営充実検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 特別支援学級の現状と課題の整理と分析
- (2) 専門性向上を実現するための新たな研修体制の構築に係る検討
- (3) 相談支援及び校内支援に係る体制の強化に向けた検討

(委員)

第3条 検討委員会の委員は、学校教育及び特別支援教育の関係者、障がい福祉関係者、学識経験のある者並びに特別支援学級卒業生及びその保護者の中から、徳島県教育委員会教育長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱した日から令和4年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、検討委員会の会議の議長となる。
- 3 検討委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 4 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見等を聴取することができる。

(会議の公開基準)

第6条 会議は、公開とする。ただし、当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合その他委員長が必要と認める場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、徳島県教育委員会特別支援教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

委員名簿

(令和4年3月現在)

<学識経験者>

徳島文理大学	教務部長・准教授	◎ 富樫 敏彦
鳴門教育大学発達臨床センター	所長	小倉 正義

<学校・教育関係>

徳島県特別支援教育研究会	会長	井形 啓二
鳴門市第一小学校	教諭	藤本 景子
藍住町立藍住中学校	教諭	橋口 由佳
東みよし町立加茂小学校	教諭	久原 有里

<障がい福祉関係>

社会福祉法人徳島県社会福祉事業団 「ふらっと KOKUFU」	総括管理者	清重 健次
徳島県相談支援専門員協会	副代表	○ 松下 義雄

<保護者>

社会福祉法人徳島県手をつなぐ育成会 阿南市手をつなぐ育成会	会長	島 優子
池田支援学校美馬分校	PTA 理事	香川 育子

(◎印は委員長、○印は副委員長、順不同)

特別支援学級運営充実検討委員会

【事務局】

徳島県教育委員会特別支援教育課内

〒 770-8570

徳島市万代町 1 丁目 1 番地

電 話 088-621-3142

ファクシミリ 088-621-3056